

親睦のため慣例として行う会合及び慣例として行う 記念行事において提供する景品類に関する基準

平成13年8月13日 公正取引委員会届出

衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（以下「規約」という。）施行規則第5条第1項の規定に基づき、規約第3条第2項に規定する「衛生検査の利用を誘引する手段」に関して親睦のため慣例として行う会合（以下「親睦の会合」という。）及び慣例として行う記念行事（以下「記念行事」という。）において提供する景品類について、次のとおり運用基準を定め、平成13年10月1日から実施する。

第1 親睦の会合

1 自己の主催する親睦の会合

慣例として行われる自己の主催する親睦の会合（例えば、忘年会、新年会、賀詞交換会など）に際して医療担当者等を招待し景品類を提供することは、当該景品類が、「社会通念上華美、過大にわたらない範囲」であれば「衛生検査の利用を誘引する手段」に該当しない。

2 医療機関等の主催する親睦の会合

医療機関等やその院内組織の主催する親睦の会合に際して景品類を提供することは、「衛生検査の利用を誘引する手段」に該当する。

第2 記念行事

1 自己の記念行事

社会一般に慣例として行われている自己の記念行事に伴って贈答として記念品を提供する場合及び接待をすることは、当該景品類が、「社会通念上華美、過大にわたらない範囲」であれば「衛生検査の利用を誘引する手段」に該当しない。

2 医療機関等の記念行事

(1) 医療機関等の施設全体の記念行事

医療機関等の施設全体で行う記念行事であって、他の業界や社会一般的にも広く認知されている行事に際して景品類を提供することは、当該景品類が、「社会通念上華美、過大にわたらない範囲」であれば「衛生検査の利用を誘引する手段」に該当しない。

なお、景品類の提供に当たっては、社会的批判や誤解を受けないために、行事の内容を確認できる文書を入手すること。

(2) 医療機関等の院内組織が行う記念行事

院内組織が中心となって行う記念行事は、社会一般的に広く認知されているとはいえず、このような行事に際して景品類を提供することは「衛生検査の利用を誘引する手段」に該当する。